

鳥取県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 アドバン	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	デイサービス スわかば	鳥取市若葉台北六丁 目3-27	通所介護	平成20年12月22日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社 アドバン	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	デイサービス スわかば	鳥取市若葉台北六丁 目3-27	介護予防通所 介護	平成20年12月22日